

## 報告第 11 号

### 臨時代理した事件(名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第1号)第7条の規定に基づく名張市学校運営協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 5年 6月 1日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

(名張小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	ヒロオカ モトキ 廣岡 茂斉	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	ナカタニ ユキオ 中谷 幸雄	名張地区まちづくり協議会 副会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
3	オギタ マキコ 荻田 真紀子	中央ゆめづくり協議会 事務 職員	第7条第2項第3号	平成31年4月
4	タケハラ サヨ子 竹原 サヨ子	同窓会役員	第7条第2項第1号	令和4年6月
5	トヨオカ チヨ子 豊岡 千代子	名張市民センター長	第7条第2項第1号	平成31年4月
6	イマムラ ヒロコ 今村 洋子	民生委員・児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
7	マツオ マユミ 松尾 真由美	地域活動推進有識者	第7条第2項第3号	令和2年4月
8	アサノ ヒロアキ 朝野 宏明	地域活動推進有識者	第7条第2項第3号	平成31年4月
9	ハンモト ヒロコ 橋本 弘子	放課後児童クラブなばりっこ	第7条第2項第1号	令和2年4月
10	ヨネズミ ユウキ 米住 勇紀	令和5年度名張小学校PTA 会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
11	ヤマガミ ハリヒコ 山上 典彦	令和5年度名張小学校PTA 顧問	第7条第2項第2号	令和4年4月

(蔵持小学校)学校運営協議会委員名簿

任期: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	カワイ ハジメ 川合 哉	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	ナカタニ ツネオ 中谷 恒雄	令和4年度蔵持地区まちづく り委員会 会長	第7条第2項第1号	令和3年4月
3	ナガオ ヒトシ 長尾 均	令和4年度蔵持地区まちづく り委員会 副会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
4	フクズミ コウジ 福住 幸二	令和4年度蔵持地区まちづく り委員会 副会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
5	スズキ リョウジ 鈴木 亮司	令和5年度蔵持小学校PTA 会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
6	オオウチ ユリコ 大内 百合子	令和5年度蔵持小学校PTA 副会長	第7条第2項第2号	令和4年4月
7	イナモリ ホツミ 稲森 穂積	元蔵持小学校長	第7条第2項第4号	令和2年4月
8	ナガタ マチ子 長田 まち子	蔵持小学校ボランティアコー ディネーター	第7条第2項第3号	平成30年4月
9	ミセ ユキツナ 三瀬 幸綱	蔵持市民センター長	第7条第2項第1号	平成31年4月
10	キムラ ユミ子 木村 ユミ子	主任児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月

(薦原小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	ナカヤ カヨ 中矢 佳代	校長	第7条第1項	令和2年4月
2	フクモリ ジュウイチ 福森 十一	薦原市民センター 館長	第7条第2項第1号	平成31年4月
3	フルタニ ヒサト 古谷 久人	薦原地区地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
4	タバタ ユウスケ 田畑 佑輔	薦原地区地域づくり委員	第7条第2項第1号	令和3年4月
5	ミヤザキ スマヨ 宮崎 寿真子	薦原地区民生委員・学識経 験者	第7条第2項第1号	令和3年4月
6	ソガベ キョウコ 曾我部 京子	薦原地区青少年育成推進員	第7条第2項第1号	平成31年4月
7	シダ トシヨ 志田 登志子	薦原主任児童委員	第7条第2項第1号	平成31年4月
8	タケダ タクオ 武田 拓生	薦原小学校PTA代表	第7条第2項第2号	令和5年4月
9	マツシマ ヨリコ 松嶋 順子	薦原保育所 所長	第7条第2項第5号	令和2年4月
10	ヤマシタ カナメ 山下 要	放課後児童クラブ理事	第7条第2項第1号	令和3年4月
11	マツナミ アキオ 松並 昭男	薦原市民センター職員	第7条第2項第1号	令和2年4月

(比奈知小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	トヨダ ヒロユキ 豊田 憲幸	校長	第7条第1項	令和3年4月
2	サトウ エイコ 佐藤 栄子	ひなち地域ゆめづくり委員会 会長 富貴ヶ丘区自治会長	第7条第2項第1号	平成30年4月
3	スギナガ ミツノブ 杉永 光价	滝之原区 区長	第7条第2項第1号	令和5年4月
4	ジョウナイ ケイコ 城内 圭子	主任児童委員	第7条第2項第1号	平成30年4月
5	ナグラ ユカ 名倉 豊	民生児童委員	第7条第2項第1号	平成30年4月
6	アオヤマ ヒロヒサ 青山 浩久	ボランティアコーディネーター	第7条第2項第3号	令和5年4月
7	マツザキ ヒロアキ 松崎 弘明	ボランティアコーディネーター	第7条第2項第3号	平成30年4月
8	タナカ サダオ 田中 貞夫	下比奈知区 区長	第7条第2項第1号	令和2年4月
9	ニシノ ミチコ 西野 道子	学童保育「ともがき」支援員 リーダー	第7条第2項第1号	平成30年4月
10	ホンコ ユキオ 本小 幸男	富貴ヶ丘地区老人会「富貴 の会」会長	第7条第2項第1号	平成30年4月
11	フクオカ ミホノカ 福岡 美帆香	令和5年度比奈知小学校 PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
12	イワモト ノブヒロ 岩本 信博	上長瀬区 区長	第7条第2項第1号	令和5年4月

(美旗小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	タニグチ カズヤ 谷口 和也	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	タバタ ヒロシ 田畑 博	美旗まちづくり協議会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
3	ナカザワ ヨシオ 中澤 克郎	美旗まちづくり協議会 区長 会代表	第7条第2項第1号	令和5年4月
4	ミヤモト ヒロノブ 宮本 博信	地域コーディネーター(東田 原区長)	第7条第2項第1号	令和5年4月
5	ミスグチ カオル 水口 薫	美旗まちづくり協議会児童 育成部長	第7条第2項第1号	令和2年4月
6	カメザワ ヒデトシ 亀澤 秀俊	美旗市民センター 館長	第7条第2項第1号	令和3年4月
7	カミタニ ミホコ 上谷 美穂子	美旗地区主任児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
8	ナカノ カズヒコ 中野 和彦	美旗小学校校友会 会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
9	シライワ フミコ 白岩 富美子	美旗小学校 放課後児童クラブ「フレンズ」	第7条第2項第1号	平成31年4月
10	ヒガシダ ユキヤス 東田 行泰	美旗まちづくり協議会	第7条第2項第1号	令和4年4月
11	カワグチ アイ 川口 愛	令和5年度美旗小学校PTA 会長	第7条第2項第2号	令和5年4月

(箕曲小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	カワグチ ヒトミ 川口 仁美	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	ナカノ ノブヒロ 中野 伸宏	箕曲地域づくり委員会会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
3	ツジモト ヨシタカ 辻本 善孝	学識経験者	第7条第2項第4号	平成30年4月
4	イクタ シゲオ 生田 茂夫	箕曲市民センター長	第7条第2項第1号	平成30年4月
5	トミナガ トシヒロ 富永 敏弘	校友会 会長	第7条第2項第1号	平成30年4月
6	イケズミ ヨシノブ 生悦住 嘉信	元箕曲小学校PTA会長	第7条第2項第2号	平成30年4月
7	ミチウラ カズオ 道浦 和夫	主任児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
8	フクタ アスヨ 福田 明日子	ボランティアコーディネーター	第7条第2項第3号	平成30年4月
9	フジモト マサヤ 藤本 昌也	令和5年度箕曲小学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
10	イナガキ カズユキ 稲垣 和幸	令和5年度箕曲小学校PTA顧問	第7条第2項第2号	令和4年4月

(錦生赤目小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	ハヤシ タツヒサ 林 辰久	校長	第7条第1項	令和4年4月
2	フジムラ スミコ 藤村 純子	赤目まちづくり委員会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
3	ナカヤマ フミトシ 中山 文利	錦生自治協議会 会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
4	モリシマ ヒデカズ 森嶋 秀和	錦生赤目地区民生委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
5	アキモト マナミ 秋元 真奈美	錦生赤目地区民生委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
6	ミヤザキ ヒサミ 宮崎 久美	錦生地区主任児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
7	ナツアキ ケエヨ 夏秋 圭永子	赤目地区主任児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
8	ヌノムラ ススム 布村 進	錦生赤目小学校ボランティア アコーディネーター	第7条第2項第1号	平成30年4月
9	イマエ ノボル 井前 昇	錦生自治協議会青少年育成 担当	第7条第2項第1号	令和3年4月
10	イシイ ヒロコ 石井 裕子	スクールバス運営協議会委 員長	第7条第2項第1号	令和3年4月
11	トミモリ ヤスヒロ 富森 康宏	赤目まちづくり委員会青少 年育成部長	第7条第2項第1号	令和5年4月
12	キタモリ チアキ 北森 千亜紀	錦生赤目小学校PTA副会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
13	スドウ カオル 守道 薫	錦生赤目小学校放課後児童ク ラブ「げんきっず」支援員代表	第7条第2項第2号	令和5年4月
14	フジモリ シゲタカ 藤森 成高	錦生市民センター長	第7条第2項第1号	平成31年4月
15	フジナガ カズオ 藤永 和生	赤目市民センター長	第7条第2項第1号	令和5年4月



(桔梗が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	マエダ 前田 かおり	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	セキタノボル 関田 昇	桔梗が丘2番町自治会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
3	モリモトヤスシ 森本 泰司	令和5年度PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
4	オカモリケイチ 岡森 競一	学校生活支援ボランティア コーディネーター	第7条第2項第3号	平成31年4月
5	コンドウナミヨ 近藤 南海子	学校生活支援ボランティア	第7条第2項第1号	平成31年4月
6	カサマンサブロウ 笠松 三郎	元桔梗が丘西4番町自治会 会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
7	カワグチツム 川口 力	放課後児童クラブ 会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
8	ナカノチカラ 中野 力	令和5年度PTA顧問	第7条第2項第2号	令和3年4月
9	フジモトマサル 藤本 勝	桔梗ヶ丘自治連合協議会 総務委員長	第7条第2項第1号	令和2年4月
10	タバタマサシ 田畑 雅司	桔梗が丘3番町自治会長	第7条第2項第1号	令和2年4月
11	ヤマムラチズル 山村 千鶴	主任児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月

(桔梗が丘南小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	アガタ アケミ 阿形 明美	校長	第7条第1項	令和4年4月
2	コダマ ミチノリ 児玉 充功	桔梗が丘5番町3区 元区長	第7条第2項第1号	令和5年4月
3	ツボカ アキラ 坪香 昭	桔梗が丘5番町2区長・区長代表	第7条第2項第1号	平成31年4月
4	ヤマモト マサノブ 山本 雅信	桔梗が丘南1区元区長代表	第7条第2項第1号	平成31年4月
5	イハラ サヘイ 猪原 佐平	桔梗が丘南小学校区安全協議会 会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
6	ヨシムラ カズヒト 吉村 和仁	元小学校長・桔梗が丘南2区元区長	第7条第2項第4号	平成31年4月
7	フジモト ユキヨ 藤本 由紀子	民生児童委員	第7条第2項第4号	令和5年4月
8	セオ ミキ 瀬尾 美紀	民生児童委員・主任児童委員	第7条第2項第1号	平成31年4月
9	オカダ ヒトミ 岡田 仁美	放課後児童クラブ『ともだちクラブ』代表	第7条第2項第3号	令和5年4月
10	コイシハラ サナエ 小石原 早苗	令和5年度桔梗が丘南小学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
11	オカダ イクエ 岡田 郁江	令和5年度桔梗が丘南小学校PTA副会長	第7条第2項第2号	令和5年4月

(桔梗が丘東小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	マツダ カズタカ 松田 和隆	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	ヤマグチ トモヒサ 山口 伴尚	桔梗が丘4番町区長	第7条第2項第1号	令和5年4月
3	オオタ マサアキ 大田 正昭	池の台地区 区長	第7条第2項第1号	令和4年4月
4	フクモリ ユズル 福森 譲	元桔梗が丘4番町区長	第7条第2項第1号	令和4年4月
5	フクシマ マサカズ 福島 雅一	元桔梗が丘7番町副区長	第7条第2項第1号	令和5年4月
6	シミズ カツヤ 清水 克也	あそびつくす in 東小委員長	第7条第2項第3号	平成31年4月
7	ミチオカ タカコ 道岡 多賀子	民生児童委員	第7条第2項第1号	令和5年4月
8	ツバキハラ レイコ 椿原 礼子	元桔梗が丘東小学校長	第7条第2項第4号	令和5年4月
9	ワカマツ ミツコ 若松 光子	放課後児童クラブ「いろえん ぴつ」代表	第7条第2項第1号	令和5年4月
10	ニシモト イズミ 西本 泉	令和5年度桔梗が丘東小学 校PTA会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
11	ドイ ミキオ 土肥 幹雄	令和5年度桔梗が丘東小学 校PTA顧問	第7条第2項第2号	令和4年4月

(すずらん台小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	ニシオカ トシミツ 西岡 俊充	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	モリ セイシロウ 森 征四郎	学校生活支援ボランティア コーディネーター	第7条第2項第3号	平成31年4月
3	ヨコタ マサアキ 横田 正明	すずらん台市民センター館 長	第7条第2項第1号	令和3年4月
4	ヨシカワ エイチ 吉川 栄一	令和5年度すずらん台まち づくり協議会会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
5	ワダ ヨシハチ 和田 四十八	令和5年度すずらん台まち づくり協議会副会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
6	タケナカ チエミ 竹中 智恵美	ちびっこクラブ代表	第7条第2項第1号	平成31年4月
7	イケダ ミサオ 池田 操	保護者代表	第7条第2項第2号	令和2年4月
8	タニ ナオユキ 谷 直幸	令和5年度PTA会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
9	カワハラ ヤスタカ 川原 康誉	令和5年度PTA顧問	第7条第2項第2号	令和4年4月
10	アビル ジュンコ 阿比留 順子	ボランティア団体役員	第7条第2項第1号	平成31年4月
11	ヤマグチ ヒロミ 山口 弘美	すずらん台地区主任児童委 員	第7条第2項第1号	令和5年4月

(梅が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	モリナガ ミキコ 森永 美紀子	校長	第7条第1項	令和4年4月
2	モリ テツハル 森 哲治	梅が丘市民センター館長	第7条第2項第1号	令和5年4月
3	ヤマザキ リツコ 山崎 律子	主任児童委員	第7条第2項第1号	令和2年4月
4	ニシダ ヒロユキ 西田 博行	瑞長会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
5	オクニシ ノグサ 奥西 野草	放課後児童クラブ「リトルクラブ」主任支援員	第7条第2項第1号	令和2年4月
6	サクライ ショウイチ 櫻井 勝一	うめっ子未来クラブ 代表	第7条第2項第3号	令和2年4月
7	ヤマモト マサト 山本 真人	川西・梅が丘地域づくり委員会 副会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
8	フクタ ミユキ 福田 みゆき	名張市青少年育成市民会議	第7条第2項第4号	令和2年4月
9	スモト ユウ 数本 優	地域学校協働活動コーディネーター	第7条第2項第2号	令和3年4月
10	ゴトウ カズヤ 後藤 和也	令和5年度梅が丘小学校PTA顧問	第7条第2項第2号	令和4年4月
11	アリタ ヤスマ 有田 泰麻	令和5年度梅が丘小学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月

(百合が丘小学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	ミヤザキ シンジ 宮崎 慎治	校長	第7条第1項	令和5年4月
2	ヒロセ ユウジ 廣瀬 裕司	元香芝市教育長 学校支援ボランティア	第7条第2項第4号	平成31年4月
3	カワオカ ヒトシ 川岡 均	青蓮寺地区自治会長 元小学校長	第7条第2項第4号	令和5年4月
4	オクモト ショウ 奥本 祥	学校支援ボランティア	第7条第2項第3号	平成30年4月
5	オガワ ケンイチ 小川 金一	箕曲地区民生児童委員協議会副会長・学童保育「あおぞら」理事長	第7条第2項第1号	令和2年4月
6	ハタ カズノブ 畑 和伸	名張ユネスコ協会副会長	第7条第2項第1号	平成30年4月
7	マツダ ヒロミ 松田 博美	名張市生活安全連推進協会・防災部会副会長	第7条第2項第1号	令和3年4月
8	ヤギ ミユキ 八木 美由紀	令和5年度百合が丘小学校PTA顧問	第7条第2項第2号	平成31年4月
9	ヤマウチ カツミ 山内 勝巳	令和5年度百合が丘小学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
10	モトヨシ サトシ 本吉 聡	学校支援ボランティア	第7条第2項第1号	令和2年4月
11	トキエダ タミオ 時枝 民生	青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会会長	第7条第2項第2号	令和2年4月

(名張中学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	ヤマムラ ヒロヨシ 山村 浩由	校長	第7条第1項	令和4年4月
2	タケハラ ヨ 竹原 サヨ子	名張地区まちづくり推進協議会役員	第7条第2項第1号	平成31年4月
3	コナガミツ ヨシノリ 小長光 義紀	中央ゆめづくり協議会役員	第7条第2項第1号	平成31年4月
4	サトウ エイコ 佐藤 栄子	ひなち地域ゆめづくり委員会 会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
5	フクイ シゲジ 福井 重次	川西・梅が丘地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
6	フジノ セイコ 藤野 世位子	令和5年度 名張中学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
7	ナカ ケンジ 中 健次	名張中学校同窓会会長	第7条第2項第1号	平成31年4月
8	フクモリ シゲミ 福森 茂美	名張中学校ボランティア、元 市内中学校長	第7条第2項第3号	平成31年4月
9	フクタ 福田 みゆき	学識経験者 元名張市教育 委員会 教育委員	第7条第2項第4号	平成31年4月
10	ハヤシ カズキ 林 一樹	元名張中学校評議員、元名 張中学校PTA会長	第7条第2項第5号	平成31年4月
11	カンダ トヨコ 神田 豊子	名張地区まちづくり協議会 役員	第7条第2項第1号	令和5年4月

(赤目中学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	ヤマモト カズヒロ 山本 和弘	校長	第7条第1項	令和4年4月
2	ナカヤマ フミトシ 中山 文利	地縁法人錦生自治協議会 会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
3	フジムラ スミコ 藤村 純子	赤目まちづくり委員会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
4	ツジモト ヨシタカ 辻本 善孝	箕曲地域づくり委員会・箕曲 中村区長	第7条第2項第1号	令和4年4月
5	トキエダ タミノ 時枝 民生	青蓮寺・百合が丘地域づくり 協議会代表理事	第7条第2項第1号	令和2年4月
6	シミズ キヨシ 清水 潔	学識経験者 同窓会長	第7条第2項第4号	令和3年4月
7	ハシモト サイトウ ケン 橋本(齊藤) 健	学識経験者	第7条第2項第4号	平成30年4月
8	フクモリ シゲミ 福森 茂美	赤目中学校ボランティア	第7条第2項第1号	平成30年4月
9	ハタ カズノブ 畑 和伸	三重県社会教育委員	第7条第2項第3号	平成30年4月
10	キタモリ 北森 のぶ	令和5年度赤目中学校PTA 会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
11	ヤナギ コウタロウ 柳 浩太郎	令和4年度赤目中学校PTA 会長	第7条第2項第2号	令和4年4月



(桔梗が丘中学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1 ネモトケン 根本 健	校長	第7条第1項	令和4年4月
2 オオガキタカヒコ 大垣 孝彦	桔梗が丘自治連合協議会 代表幹事	第7条第2項第1号	令和2年11月
3 フクモリユズル 福森 譲	桔梗が丘自治連合協議会 桔梗が丘東小学校運営協議会	第7条第2項第1号	令和2年11月
4 ナカタニツネオ 中谷 恒雄	蔵持地区まちづくり委員会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
5 モリオカヒデユキ 森岡 秀之	あゆみの会	第7条第2項第1号	令和5年4月
6 カワチキヨヒロ 川地 清広	あゆみの会	第7条第2項第1号	令和2年11月
7 タケオカダイスケ 竹岡 大輔	桔梗が丘中学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
8 ナガオヒトシ 長尾 均	蔵持地区まちづくり委員会 副会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
9 オカモリケイチ 岡森 競一	桔梗が丘小学校運営協議会	第7条第2項第1号	令和4年4月
10 ヤマモトマサノブ 山本 雅信	桔梗が丘南小学校運営協議 会	第7条第2項第1号	令和5年4月
11 ミテイ 未定			

(北中学校)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏 名	所 属 等	備 考	当 初 委 嘱 ・ 任 命 年 月
1	ヤマザキ ヒロフミ 山崎 博史	北中学校 校長	第7条第1項	令和2年11月
2	タバタ ヒロシ 田畑 博	地縁法人美旗まちづくり協 議会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
3	ワダ ヨソハチ 和田 四十八	すずらん台町づくり協議会 副会長	第7条第2項第1号	令和2年11月
4	フルタニ ヒサト 古谷 久人	薦原地域づくり委員会 会長	第7条第2項第1号	令和2年11月
5	シダ トシヨ 志田 登志子	薦原地区主任児童委員	第7条第2項第2号	令和5年4月
6	ヒナミ トシアキ 日南 俊明	地縁法人美旗まちづくり協 議会 監事	第7条第2項第1号	令和2年11月
7	オオバヤシ ノリヒコ 大林 紀彦	令和5年度北中学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
8	ウチヤマ カツノリ 内山 克則	北中学校北斗会 顧問	第7条第2項第3号	令和2年11月
9	アサノ ヨウスケ 朝野 陽助	北中学校北斗会 副会長	第7条第2項第3号	令和2年11月
10	ワカマツ ダイスケ 若松 大介	北中学校同窓会顧問	第7条第2項第3号	令和2年11月
11	ミハラ ジュンコ 三原 淳子	元学校評議員、北斗会会長	第7条第2項第3号	令和2年11月
12	テラシマ テツシ 寺嶋 哲司	名張市教育委員会教育セン ター主任教育専門相談員	第7条第2項第4号	令和2年11月

(南中学校区)学校運営協議会委員名簿

任期:令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	所属等	備考	当初委嘱・任命年月
1	フジヤマ マサミチ 藤山 正道	南中学校 校長	第7条第1項	令和4年4月
2	カヤモリ カズシゲ 栢森 和重	つつじが丘小学校 校長	第7条第1項	令和4年4月
3	オオウチ フサオ 大内 房雄	つつじが丘・春日丘自治協議会 代表理事	第7条第2項第1号	令和4年4月
4	ヒゴ サチオ 肥後 幸夫	つつじが丘連合会副会長	第7条第2項第1号	令和5年4月
5	カタヤマ エイジ 片山 榮二	つつじが丘自治連合会副会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
6	エゴシ カツヨシ 江越 勝善	つつじが丘市民センター館長	第7条第2項第1号	令和4年4月
7	コビキ フクオ 小引 福夫	放課後児童クラブ運営委員会 会長	第7条第2項第1号	令和4年4月
8	クサベ トヨミ 草部 豊美	民生委員児童委員協議会	第7条第2項第1号	平成29年4月
9	キタバタ イクヨ 北畑 維久子	主任児童委員(つつじが丘・国津)	第7条第2項第1号	平成29年4月
10	サイトウ ミホ 齋藤 美穂	前名張市家庭児童相談室相談員・ 名張市スクールソーシャルワーカー	第7条第2項第4号	平成29年4月
11	フクヤマ ユカ 福山 由佳	令和5年度南中学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月
12	コジマ マサカズ 小島 正和	令和5年度つつじが丘小学校PTA会長	第7条第2項第2号	令和5年4月

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、名張市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

**第2条** 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、名張市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の特色を生かし、地域住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、「地域とともにある学校づくり」に取り組むことを目的とする。

(設置等)

**第3条** 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示するものとし、あらかじめ当該対象学校の校長、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び当該対象学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

3 校長は、前項の規定に基づき対象学校に協議会を設置しようとするときは、学校運営協議会設置申請書（様式第1号）により、教育委員会に申請するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

**第4条** 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、毎年度最初に開催する協議会において承認を得なければならない。

(1) 当該対象学校の経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) その他当該対象学校の校長が特に必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

**第5条** 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときには、あらかじめ、その対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(住民参画の促進等のための情報提供)

**第6条** 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 当該対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員)

**第7条** 校長は、その対象学校の協議会委員とする。

2 対象学校の校長以外の協議会の委員は、おおむね10人以内（当該対象学校に係る地域づくり組織が複数である場合にあっては、教育委員会が決定した員数）とし、次に掲げる者のうちから、当該対象学校の校長の推薦により教育委員会が委嘱する。

(1) 当該対象学校の就学区域の住民

(2) 当該対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 当該対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、その補充に努めなければならない。
- 4 前2項の規定により対象学校の校長が委員を推薦するときは、学校運営協議会委員推薦書(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。
- 5 教育委員会は、第2項及び第3項の規定により委員の推薦があったときは、これを尊重し選考を行うものとする。ただし、当該推薦のあった者以外の者を選考する場合は、教育委員会及びその対象学校の校長で協議し決定するものとする。
- 6 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の任期)

**第8条** 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

**第9条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(委員の解任)

**第10条** 教育委員会は、委員本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(協議会の組織)

**第11条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。ただし、その対象学校の校長が会長となることはできない。
- 3 会長は、次条第1項に規定する会議の議長となり会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとする。

(会議)

**第12条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、その対象学校の校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、その対象学校の校長及び関係者に報告及び説明を求めることができる。
- 6 対象学校の校長は、必要に応じ当該対象学校の関係職員を会議に出席させることができる。
- 7 校長は、会議録を作成し、対象学校に5年間保存しなければならない。

(会議の公開)

**第13条** 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開にすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の報告)

**第14条** 校長は、毎回の会議終了後、学校運営協議会開催報告書（様式第3号）により、教育委員会に会議の内容を報告しなければならない。

（研修）

**第15条** 教育委員会は、委員に対して協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

**第16条** 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（学校運営に関する評価）

**第17条** 協議会は、その対象学校の運営状況等について、毎年度1回以上の評価を行うものとする。

（協議会の庶務）

**第18条** 協議会の庶務は、その対象学校において処理する。

（運営等）

**第19条** 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

（委任）

**第20条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。